



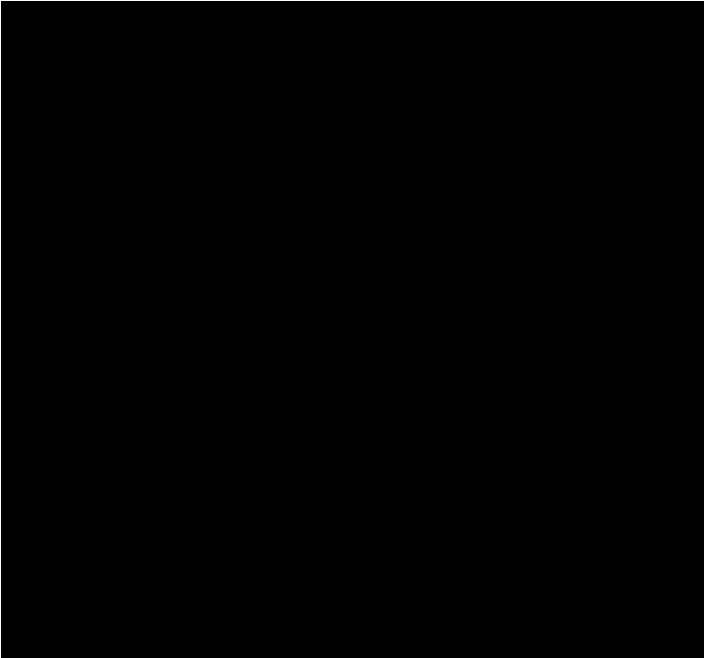
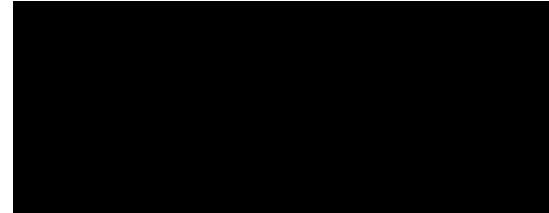
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことに
より、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

株式会社雨風太陽

団体代表者 役職・氏名

代表取締役社長 高橋博之

分類

過去申請団体

法人番号

7400001010018

団体コード

申請団体の住所

〒025-0092 岩手県花巻市大通一丁目1番43-2 花巻駅構内

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5 金子ビル3F

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
株式会社雨風太陽	高橋博之	幹事団体
特定非営利活動法人いわて連携復興センター	葛巻 徹	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構築する。
- 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する監約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報					
申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名（主）	南海トラフ地震に備えた事前復興計画			
	事業名（副）				
	団体名		コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		④災害支援事業			
事業の種類2		防災・減災支援			
事業の種類3		災害復旧・生活再建支援			
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	住民共助型の困りごと解決をマッチングするサービスである地域内共助アプリを利用することにより、移動弱者をはじめとする地域住民の困りごとを解決し、課題を集約、可視化することで根本的な課題の解決に取り組む。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	発災後、迅速な地域復興を行うために、事前復興のマニュアルを作成し、地域間で内容を共有。加えて、被害が想定されてる地域の団体間でそのナレッジを共有することで、包括的な準備体制を構築する。

_11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	南海トラフによる津波被害が想定される地域のうち、自身で移動手段を持たない移動弱者を含む地域住民が、発災時に迅速かつ的確な支援を受けられる仕組みを構築し、創造的復興のための事前復興への取り組みを実施する。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	南海トラフ地震とその津波被害が想定される地域において、地域内共助アプリを利用することにより平時の課題を可視化することで、災害時のリスクをより正確に把握可能。これにより、当該地域で不足しているリソースや体制が明確になり、必要な支援内容が具体化されるため、復興フェーズにおける効果的な支援が実現しやすくなる。加えて、平時からの準備が進むことで、発災時の対応力が向上し、迅速で的確な復興活動に貢献できる体制が整えられる。
_13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	主に南海トラフ地震とその津波被害に対する事前復興の取り組みを実施。発災時に共助方の創造的復興を自走できる仕組みを構築する。

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
当社の目的は「都市と地方をかきまぜる」ことである。当社は、東日本大震災の被災地で代表高橋が岩手県議会議員として被災地で復旧・復興に関わる中で、生産者と消費者が直接交わることで双方にポジティブな影響を体感したことから、“都市と地方の分断”や“地方の衰退”という課題に対して、産直EC「ポケットマルシェ」や「おやこ地方留学」といった事業を通じて関係人口を創出することで、多様な地方の課題解決を図っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
代表高橋は、東日本大震災発災時、岩手県・宮城県・福島県の沿岸部36市町村を徒歩で行脚し、現状を伝えた。能登半島地震では発災直後より現地に入り、“関係人口の創出”が復興に重要であると唱え続け、能登半島地震復旧・復興アドバイザーボード委員に就任し、創造的復興プランの作成に対して、助言を行ってきた。これまで、日本全国を10周しており、日本中の農家・漁師の現場で行った車座の回数は1,270回を超える。	

II.事業概要

II.事業概要				国外活動の有無		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期		(開始)	2025/10/1	(終了)	2028/9/30区	対象地域 神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県（南海トラフで10m以上の津波が想定される地域）		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	
直接的対象グループ		下記の条件に当てはまる市町村の在住者 ・南海トラフ地震による津波被害が想定される ・加えて、能登半島地震での被害を受けた地域 ・当該地域で地域課題の解決に取り組む団体がある ・地域の課題に取り組む関係性があるなど、当該地域にソーシャルキャピタルといえる資本がある				(人数)		約14.4万人 想定される実行団体の活動地域の市町村の人口を合算。一例として下記市町村を対象とした 和歌山県すさみ町：約3,700人 三重県志摩市：約44,000人 高知県須崎市：約19,000人 高知県土佐清水町：約11,000人 宮崎県都農町：約9,400人 宮崎県日向市：約57,000人	
最終受益者		南海トラフ地震による津波被害が想定される地域の在住者 （発災時、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県で1週間以上の避難が想定される人数） https://www.asahi.com/special/nankai_trough/				(人数)		約541万人 神奈川県：約4万人 静岡県：約110万人 愛知県：約190万人 三重県：約69万人 和歌山県：約46万人 徳島県：約37万人 高知県：約50万人 宮崎県：約35万人	
事業概要		南海トラフ地震に備えた、事前復興プランを作成。地域内で共助互助の動きが取れる状態を目指す。その上で、外部支援機関と平時とのつながりを持ち、発災時に迅速かつ確かな支援が受けられる状態を目指す。 ①地域内共助アプリの導入 津波被害が想定される地域住民へ、LINEを活用したプラットフォームにより住民共助型の困りごとと解決をマッチングするサービスを導入。本サービスを導入して、地域住民と地域内外の人がつながることで、人手不足により公助では難しい、地域課題を解決。また、マッチングの件数を増やし、地域が平時に抱える課題を集約、可視化。 ②復興訓練の実施 発災時、復旧後に必要となる動きをまとめた復興マニュアルを作成。説明会にて読み合わせを実施した後に、実行団体が主体となり、事前復興訓練を行う。生活用水の確保や支援物資の管理、炊き出し当番の取り決めなど、自治体と地域住民が連携の上で実施し、実行団体に災害時支援ができる機能をもたせる。 ③外部支援先リストの作成 アプリの導入により、地域が抱える課題を集約することにより、不足するリソースが可視化されるため、その課題の解決が可能な外部の支援先候補のリストを作成。地域内外の支援先との協定を結ぶなど、平時よりつながりを持つことで、発災時に速やかな支援を求められる状態をつくる。							

559/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	773/1000字
2024年1月1日に発災した能登半島地震は、これまでの震災の中で最も支援が困難を極めている。理由のひとつは、被災自治体の過疎高齢化が著しく、現地で復旧復興を担う若いプレイヤーが限られていること。もうひとつは、半島という地理的閉鎖性もあって外部からのリソースを集中投下できなかったことが挙げられる。結果、復旧復興は遅れ、さらなる人口流出が懸念されている。南海トラフ地震では、被害は西日本の太平洋側沿岸部の広範囲に及び、高知県や和歌山県の紀伊半島など、能登半島同様に過疎高齢化が著しく、道路が断絶されて陸の孤島と化し、支援が困難を極める地域が多発することが予想される。	
その際、問われることはまず、避難のフェーズにおいては、支援の手が差し伸べられるまで、自分たちの力で生き抜くことと、生き抜くために足りないリソースを持った外部団体と事前につながり、それらを外部から調達することである。次に、復旧復興のフェーズで、外から入ってきたボランティアが、地域の相互扶助では埋められないニーズを迅速に把握し、適切な支援を届ける体制を準備しておくことだ。それには、日頃から地域の相互扶助の力を可視化し、足りない力は外から調達してくる仕組みをつくり、その仕組みが機能するように復興訓練をしておくことが重要になる。	
このため、平時から連携体制を整えておく必要がある。震災で問われるのは日常だ。逆に言えば、災害などの有事に噴出するのは、平時の課題だ。つまり、「過疎とは慢性的な災害」という認識を持ち、平時と有事を地続きにして取り組む必要がある。日常の地域づくり自体が復興訓練になることが肝要だ。それを踏まえ、地方の過疎地の防災力、復興力の低下という社会課題を解決するために、地域の相互扶助の力と外部の力をベストミックスできるプラットフォームを地域に導入したい。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	186/200字
発災時を想定して行政が作成する計画は、避難までを指示するものがほとんどであり、復興フェーズにおける、外部との連携を前提としたプランまでをカバーしているものは少ない。加えて、発災時に行政は人命救助や各復旧に奔走することもある、有事の際に初動に遅れが出る可能性が高い。また、静岡県や高知県は事前復興計画を作成しているものの、住民の関心は低く、実現可能性が低いのが現状である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	163/200字
小学生のお子さんと親御さんが生産者のもとで自然に触れて命の大切さを学ぶ、地方留学プログラム「ポケマルおやこ地方留学」の催行にあたり、過疎高齢化が進む交通不便地域にてミーツの活用実績がある。地域在住のパートナーの力を借りることで、公共交通機関による移動手段がないという課題の解決ならびに、地域への経済効果をもたらすこともできる。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
現在、事前復興は予算や人手の不足で進んでいない。そのため、事前復興のモデルを示すことが重要である。ミーツを活用して復興モデルを地域コミュニティで実施することに加えて、高橋博之の復興のノウハウを活かし、当社がリードすることで、各地域の課題に適した支援が提供可能である。本モデルを成功させて全国への水平展開を図り、行政と連携を深めるほか、普及が進むことで、将来的な法整備にも寄与することが期待される。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
南海トラフ地震の発災時、津波被害を受ける地域において、被災想定地域住民の方が、迅速に的確な支援が受けられる状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体7100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
災害時対応における地域課題の可視化		・生活の困りごと発生時に他者を頼って解決した経験回数1,500件 ・外部支援先リストの完成	・地域の課題が潜在化したまま		・地域の課題とその優先度が見える化されている ・課題解決を支援する団体が見える化されている
災害発生時への備えの視点で必要な課題が解決されている		・生活の困りごと発生時に他者を頼って解決した経験回数1,500件	・地域の課題が潜在化したまま ・災害発生時の課題がわからない		・地域住民の困りごとが解決されている ・災害発生時の地域の課題が見える化されている
地域で復興の動きのイメージが共有されている		・復興マニュアル地域配布率40% ・復興訓練実施回数3回	・発災時の地域における復興の動きがわからない		・復興に関する計画があり、発災時に自発的に復興の動きがとれる

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地方創生に取り組む実行団体が災害復興対応も可能になる		・関係人口リスト完成 ・復興訓練実施回数3回 ・実行団体と支援機関間で締結した協定数3件	・地域の実行団体が復興に関してのノウハウをもっていない		・地域の実行団体が発災時の復興の動きを自走できる
実行団体を含む地域在住者と地域外の支援者とのつながりがある		・WG参加者数100名 ・実行団体と支援機関間で締結した協定数3件	・地域の実行団体や、地域コミュニティと外部団体のつながりがない		・地域の実行団体や地域コミュニティが、支援を求められる外部団体と平時からのつながりがある

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【地域内共助アプリ導入・稼働費用】 2025年度：6,292,920 2026年度：13,724,480 2027年度：19,758,400 内訳： ・導入初期費用 ・初期トレーニング ・パートナー会員活動費（500円／件） ・システム利用料 ・保険料 ・高齢者向け電話対応（1名） ・会員獲得・説明会開催費用	2025年10月～2028年9月	156/200字
【復興マニュアル作成】 2025年度：950,000 2026年度：1,020,000 2027年度：150,000 内訳： ・ヒアリング会開催費用 ・マニュアル整備 ・デザイン費用(12P想定) ・印刷費用（2000部想定）	2025年10月～2028年9月	116/200字
【復興マニュアル活用】 2025年度：450,000 2026年度：600,000 2027年度：300,000 内訳： ・説明会開催費用 ・復興訓練開催	2025年10月～2028年9月	78/200字
【コンソーシアム活動】 2025年度：380,000 2026年度：380,000 2027年度：380,000 内訳： ・総会参加旅費（年1回） ・他地域視察旅費（年1回）	2025年10月～2028年9月	88/200字

【一般管理費】 2025年度：2,940,000 2026年度：4,680,000 2027年度：3,120,000 内訳： ・PM人件費 ・担当人件費 ・アシスタント人件費 ・車両費・旅費交通費 ・印刷費 ・雑費	2025年10月～2028年9月	108/200字
【評価関連経費】 2025年度：500,000 2026年度：500,000 2027年度：500,000 内訳： ・評価委託費	2025年10月～2028年9月	69/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
【コミュニティ活動運営支援】 地域内共助アプリによりマッチングしたパートナーとユーザーを起点としたコミュニティを地域のコミュニティに組み込み、地域住民の意見交換会の機会を定期的に開くなど、平時からのつながりを確保。さらに、事前復興マニュアルに基づいた復興訓練等を行い、地域全体のレジリエンスを強化する。	2025年10月～2028年9月	151/200字
【連携団体のコンソーシアム化、行政との引き合わせ】 他地域の実行団体とのコンソーシアムを組成し、課題やベストプラクティスを共有。また、地域内共助アプリによって見える化した課題を解決するための取り組み内容を行政とも連携し、平時より地域住民と行政が連携した動きをとれるよう伴走する。	2025年10月～2028年9月	139/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・ポケットマルシェ登録の生産者を起点として、地域内共助アプリの登録を促進 ・地域住民向けにアプリの説明会を開催し、登録を促進 ・復興マニュアル作成の上、地域住民向けに復興訓練イベントを開催し、当事者意識を高める ・コンソーシアム組成による他地域の情報を住民説明会、復興訓練にてフィードバックし、当事者意識を高める ・定期的な情報発信で関心を維持し、住民が情報にアクセスしやすい環境を整備する	195/200字
連携・対話戦略	・年に一回の総会の開催や、視察を通して、成功事例や課題を互いに報告し、ベストプラクティスを模索する ・平時からも各地域の団体と定期的な連絡会議を開催し、進捗状況を共有する ・行政や支援機関との連携を主導し、平時からのつながりを創出、協定締結に向けて伴走する	128/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	平時からのコミュニティ形成の重要性を明確にし、全国規模での取り組みを防災庁の管轄で展開できるよう、働きかけを行う。具体的には、地域住民同士が災害リスクを共有し、連携体制を整える場を定期的に設けることにより、災害発生時にも迅速に協力できる基盤を築いていく。この取り組みを全国の自治体や地域団体と連携して行い、各地域の特性に応じた防災計画や支援体制を標準化して導入することで、地域住民の自律的な能力を向上させ、発災時にも対応しうる強靱な地域コミュニティの構築を目指す。	232/400字
実行団体	地域コミュニティや関係者が主体的に運営を担える体制を構築する。施策の初期段階で導入支援を行い、その後は受益者負担によって維持管理が可能となる自立的な運営モデルを推進する。これにより、地域住民が自らの防災・復興活動の重要性を実感し、自主的な参加と負担によって持続可能な運営が実現することを目指す。その活動実績をもとに近隣の市町への導入を検討し、モデルの横展開を目指すと同時に関係人口構築を推進。加えて、実行団体に災害時の復興支援ができる機能をもたせる。	226/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	797/800字
2013年7月にNPO法人東北開墾が創刊した「食のつくり手の特集した情報誌と、彼らが収穫した食べものがセットで定期的に届く"食べもの付き情報誌"」において、①全国で100の「食べる通信」の創刊に向けた新規通信社の発掘と育成。（2014年度：4通信社→2017年度：100通信社）②「食べる通信」のブランドの確立や事業の標準化、記事や付録である生産物の品質管理、生産者と消費者の交流支援。③運営効率化に向けた共通基盤の開発整備を目標として、一般財団法人社会変革推進財団より、89,760,000円の助成を受けた。	
◆うまく機能した点	
・食べる通信による生産者と消費者の交流が、災害などの非常時において生産者支援へと展開した14ケースみられ、食べる通信で取り上げられた生産者を地元や全国区のマスメディアが取材し、知名度が向上するなどの効果がみられた。	
・一次産業の振興をはじめとした地域課題の解決に取り組む55名の起業家を全国各地で創出することに成功。	
・食べる通信をきっかけに展開された都市（消費者）と地方（生産者）の関係は、定住から情報交流まで多様な結びつきがあり、それらの結びつきを深めていくことが地域の活性化につながるという「関係人口」という概念が生み出されるきっかけを提供した。	
◆うまく機能しなかった点	
・収益により持続的な経営を成り立たせるビジネスモデルとしては課題が残り、特に購読者を確保するための宣伝やイベントなどのマーケティングの取り組みが功を奏さず、各通信の部数を伸ばすまでには至らなかった。	
・リーグ発足当初の急激な創刊事業の成長に加え、海外での創刊対応や、大手企業との連携など業務が急激に増加したことにより人材等の経営資源が拡散した。	
・生産者と都市住民との交流を希望する通信社が多いものの、交流事業への参加を希望する購読者やプロボノと通信社のマッチングが不調だった。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	763/800字
【自然災害への高橋・雨風太陽支援実績】 ・発災後、岩手県大槌町沿岸部にて支援活動を開始。被災漁師の支援を実施する中、生産者が直面する課題を知る ・復興の最前線に立つため岩手県知事選に出馬するも次点で落選、政界引退。2013年NPO法人東北開墾を立ち上げ、地方の生産者と都市の消費者をつなぐ、世界初の食べもの付き情報誌「東北食べる通信」を創刊。食べる通信が全国に展開。国内では最大５５地域で発刊され、台湾、韓国でも創刊。2016年に産直アプリ「ポケットマルシェ」を開始 ・その後、高橋は10年間で日本全国を8周し、農家・漁師の現場を回る。岩手県・宮城県・福島県の沿岸部36市町村に至っては徒歩で行脚、現状を伝えた ・車座と称した座談会の開催回数は1,270回以上を超える ・毎年3.11には応援商品の販売や生産者支援の取り組みを実施 【能登半島地震後の石川県との取り組み内容】 [発災直後]ポケットマルシェ生産者の食材提供のもと「ポケマル炊き出し支援プロジェクト」を実施 ・最終実績 炊き出しの回数：42回 炊き出し実施団体：17団体 ご協力いただいた生産者さん：125名 ご提供いただいた品目数：71品目 提供食材の総重量：3,901kg 炊き出しを提供した人数：9,280名 [2024年3月]石川県令和6年能登半島地震復旧・復興アドバイザーボード委員に就任 [2024年5月]当社と石川県で関係人口創出に関する包括連携協定を締結 [2024年7月]大学生限定の地方留学プログラム「のと未来留学」では、12箇所の受け入れ先に、35大学100名以上の大学生が能登地方に5泊6日以上日程で滞在 [2024年11月]被災した6つの飲食事業者と一般社団法人を設立のと里山空港第一駐車場内に仮設飲食店街「NOTOMORI」を開業	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6	
(2)実行団体のイメージ	採択予定実行団体数：6団体程度 団体活動地域：神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の沿岸部市町村（南海トラフで10m以上の津波が想定される地域） 及び、能登半島地震における被災地域 活動内容：地域創生、産業振興、地域人材開発、就業支援、人材マッチング支援など、地域課題の解決などを想定	157/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3,500万円/団体 ・地域内共助アプリ稼働費用（導入初期費用、初期トレーニング、パートナー会員活動費、システム利用料、保険料、高齢者向け電話対応、会員獲得・説明会開催費用等） ・復興マニュアル作成（ヒアリング会開催費用、マニュアル整備、デザイン費用、印刷費用等） ・復興マニュアル活用（説明会開催費用、復興訓練開催） ・コンソーシアム活動（総会参加旅費、他地域視察旅費） ・一般管理費	193/200字
(4)案件発掘の工夫	代表高橋はこれまで、1,270回を超える車座を開催し、ポケットマルシェには8400名超の生産者登録があるほか、食べる通信リーグでは全国50箇所以上の観光実績や、80以上の自治体との協業実績がある。これらは生産者や地域の事業者、自治体とのつながりを示し、協力体制の基盤である。さらに、高橋の無限のバッションがこれらのネットワークやアセットを強固なものにし、協業の原動力となっている。	190/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	【雨風太陽】 地域団体開拓、外部支援先選定、ロビイング：高橋博之（雨風太陽代表取締役、石川県令和6年能登半島地震復旧・復興アドバイザーボード委員） 事業責任者：大塚泰造（雨風太陽取締役、日本評価学会認定評価士） 事業担当者：[redacted]（雨風太陽PR部長） 経理体制：経理主担1名、補佐1名 【いわて連携復興センター】 責任者：新田真理子（理事、事務局長） シニアPO：[redacted]（コミュニティアドバイザー、岩手大学客員准教授） PO：[redacted]（地域コーディネーター：コミュニティ担当）・[redacted]（地域コーディネーター：防災担当兼務）				265/300字																
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	<table><tr><th colspan="2">人数</th><th colspan="2">内訳</th><th>他事業との兼務</th><th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">名</td><td>新規採用人数 (予定も含む)</td><td>0名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>既存PO人数</td><td>3名</td><td>予定あり(詳細は右記のとおり)</td><td>担当ごとに30~100%の範囲で想定</td></tr></table>				人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	3	名	新規採用人数 (予定も含む)	0名			既存PO人数	3名	予定あり(詳細は右記のとおり)	担当ごとに30~100%の範囲で想定	
人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																
3	名	新規採用人数 (予定も含む)	0名																		
		既存PO人数	3名	予定あり(詳細は右記のとおり)	担当ごとに30~100%の範囲で想定																
※資金分配団体用																					
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	東証グロース市場に上場し、会社法に基づく機関として取締役会及び監査役会を設置している。取締役会は社外取締役を含んで構成されており、監査役会は社外監査役で構成されている。業界に対する知見、経営全般に対する高い見識を持つ社外取締役が取締役の職務執行の監督を行い、法務、会計に関する専門知識を持つ社外監査役が公正かつ独立の立場から監査を行うことが、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断している。				198/200字																
(4)コンソーシアム利用有無	あり																				

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2028/09/30	
資金分配団体	事業名	南海トラフ地震に備えた事前復興計画 ☒	
	団体名	株式会社雨風太陽・いわて連携復興センター	

	助成金
事業費	246,528,000
実行団体への助成	210,000,000
管理的経費	36,528,000
プログラムオフィサー関連経費	16,210,440
評価関連経費	19,980,000
資金分配団体用	10,980,000
実行団体用	9,000,000
合計	282,718,440

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	42,538,000	108,176,000	54,176,000	41,638,000	246,528,000
実行団体への助成	36,000,000	96,000,000	42,000,000	36,000,000	210,000,000
－					
管理的経費	6,538,000	12,176,000	12,176,000	5,638,000	36,528,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,701,740	5,403,480	5,403,480	2,701,740	16,210,440
プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
その他経費	2,701,740	5,403,480	5,403,480	2,701,740	16,210,440

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	3,255,000	6,510,000	6,735,000	3,480,000	19,980,000
資金分配団体用	1,755,000	3,510,000	3,735,000	1,980,000	10,980,000
実行団体用	1,500,000	3,000,000	3,000,000	1,500,000	9,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	48,494,740	120,089,480	66,314,480	47,819,740	282,718,440

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	9,000,000	96.5%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	1,500,000	自己資金	B:内諾済	株式会社雨風太陽より捻出、実行団体へ支給
2026年度	3,000,000	自己資金	B:内諾済	株式会社雨風太陽より捻出、実行団体へ支給
2027年度	3,000,000	自己資金	B:内諾済	株式会社雨風太陽より捻出、実行団体へ支給
2028年度	1,500,000	自己資金	B:内諾済	株式会社雨風太陽より捻出、実行団体へ支給

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別		株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名			株式会社雨風太陽	
郵便番号			〒025-0092	
都道府県			岩手県	
市区町村			花巻市	
番地等			大通一丁目1番43-2 花巻駅構内	
電話番号			03-6278-7890	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://ame-kaze-taiyo.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://x.com/pocket_marche	
			https://www.instagram.com/pocket.marche/	
			https://www.facebook.com/pocketmarcheip/?locale=ja	
設立年月日			2015/02/10	
法人格取得年月日			2015/10/05	

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシヒロユキ
	氏名	高橋博之
	役職	代表取締役社長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	60
常勤職員・従業員数 [人]	44
有給 [人]	44
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	16
有給 [人]	16
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
個人会員	
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	対象団体名：一般社団法人 日本食べる通信リーグ 対象事業名：「食べる通信」加盟団体の育成強化およびプラットフォームの構築 対象年度：2015年～2017年度 助成実績：89,760,000円 評価者名：公共価値創造研究所 一般財団法人社会変革推進財団より、89,760,000円の助成を受けた。 https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2021/08/who_dis_eva_34.pdf

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	いわて連携復興センター		
郵便番号	024-0061		
都道府県	岩手県		
市区町村	北上市		
番地等	1-3-1 おでんせプラザ南館7階		
電話番号	0197-72-6200		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://www.ifc.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://twitter.com/iwate_fukkou	
		http://www.facebook.com/ifc.jp	
設立年月日	2011/04/28		
法人格取得年月日	2011月9月13日		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クズマキ トオル
	氏名	葛巻 徹
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	11
常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	4
団体会員	
団体正会員 [団体数]	2
団体その他会員 [団体数]	2
個人会員・ボランティア数	14
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	14
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	●令和5年度「官民連携による被災者支援体制構築」モデル事業 自発的かつ組織的に支援を行うNPO等の活動をサポートし、行政・社協・NPO等などのセクター間の連携を進めた。課題解決のための被災者支援コーディネーションを行ういわてNPO災害支援ネットワークの機能強化を図り、有事の際にコーディネート機能を果たせるよう「地域の防災力と災害時に活用可能な県内の資源の把握」「ネットワークを広げ強化する団体訪問、研修・訓練の実施」「市町村域の3者連携のサポート」「県内外への発信」の4つの取組を行った。 ●令和5年6・7月の大雨被害に関わる支援活動 秋田県を中心とした令和5年7月秋田豪雨災害において、災害ボランティアセンターを拠点に、技術系の支援団体との連絡・調整を行い、地域の間支援組織のサポートを行った。

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	通常枠	実行団体に採択	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合 申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名 特定非営利活動法人いわて連携復興センター 岩手県内の支援体制構築と支援者の育成・創出事業
2	2021年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 岩手県内の支援体制構築と支援者の育成・創出事業
3	2022年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 岩手県内の支援体制構築と支援者の育成・創出事業
4	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請（予定）	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 社会参画エンパワーメント応援事業～岩手だからできることを！～

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	南海トラフ地震に備えた事前復興計画
団体名:	株式会社雨風太陽
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

④以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第11条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表	法令及び職務権限規程_権限一覧表	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	該当記載はない法令に従う	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表	その他法令に従う	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第15条 法令に従う	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	該当記載はない法令に従う	
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表	該当記載はない法令に従う	
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表	該当記載はない法令に従う	
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第4条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	01-06_職務権限規程_権限一覧表	法令及び職務権限規程_権限一覧表	
(4)招集手続		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第4条、第5条、第6条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程及び01-06_職務権限規程_権限一覧表	第10条及び01-06_職務権限規程_権限一覧表	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第8条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第14条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第8条	
● 取締役の職務権限に関する規程					
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	01-06_職務権限規程 01-06_職務権限規程[別表]権限一覧表	[別表]権限一覧表	
● 監査役の監査に関する規程					
監査役職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	01-03_監査役会規程	第3条	
● 役員の報酬等に関する規程					
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	01-05_役員報酬規程	第4条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	01-05_役員報酬規程	第9条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第1章 1. 役職員の行為規範
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	05-07_反社会的勢力対応規程	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	02-01_正社員就業規則	第12条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第1章 1. 役職員の行為規範
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第2章 2. 公私の区分等
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	02-04_ハラスメント防止規程	第3条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	05-15_情報開示規程	第2条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	04-06_個人情報保護規程	第4条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第2章 16. 利益相反行為の禁止
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第2章 16. 利益相反行為の禁止
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-15_情報開示規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	05-04_コンプライアンス規程	第6条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	01-07_リスクマネジメント規程	第12条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-04_コンプライアンス規程	第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	05-12_内部通報者保護規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	05-12_内部通報者保護規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	01-10_業務分掌規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	02-02_給与・報酬規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	01-10_業務分掌規程	別表
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	01-06_職務権限規程_権限一覧表	N/A
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	02-02_給与・報酬規程	第4条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	02-02_給与・報酬規程	第4条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	05-01_文書管理規程	第10条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	05-01_文書管理規程	第15条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	05-01_文書管理規程	第16条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	05-15_情報開示規程	第3条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	01-07_リスクマネジメント規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	01-07_リスクマネジメント規程	第11条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	99-08_BCPマニュアル(基本BCP_地震BCP)	2
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	99-08_BCPマニュアル(基本BCP_地震BCP)	4
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	03-01_経理規程	第4条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第6条、第18条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第22条、第19条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	03-04_予算管理規程	第5条
(7) 決算		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第46条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	南海トラフ地震に備えた事前復興計画
団体名:	特定非営利活動法人いわて連携復興センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第24条1項	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条1項	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第28条1項	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条2項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条1項	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第29条4項	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条3項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3条2項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条1項	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条2項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条1項	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条4項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第2章	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出して ください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条、第2章～第4章	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	第3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	第5条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条1項
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	職場におけるハラスメントの防止に関する規程	第3条1項
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第6条1項
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第6条3項
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条1項、第7条1項
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条2項4～5号
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条1項
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条、第5条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第13条、第14条、第15条、第17条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条、第11条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第7条1項
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第20条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章